

V 自己資本の充実の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、2020年3月末における自己資本比率は、12.26%となっております。

さらに、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	2019年度	2018年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,616,245	8,501,908
うち、出資金及び資本準備金の額	5,696,123	5,824,102
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,087,833	2,826,026
うち、外部流出予定額(△)	15,670	16,067
うち、上記以外に該当するものの額	△ 152,041	△ 132,153
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,771	5,129
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,771	5,129
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	295,548	321,392
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 8,917,565	8,828,430
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	23,116	9,239
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23,116	9,239
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

V 自己資本の充実の状況

項目	2019年度	2018年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 23,116	9,239
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口))	(八) 8,894,448	8,819,190
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	65,926,373	67,333,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,641,936	1,428,413
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るもの	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	1,641,936	1,428,413
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,568,817	6,818,058
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 72,495,191	74,151,174
自己資本比率		
自己資本比率 ((八) / (二))	12.26%	11.89%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	2019年度			2018年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %
現金	549,175		—	523,311	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	1,908,337		—	1,908,731	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,046,758		—	3,191,950	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—	—	—	—
国際開発銀行向け	—		—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—		—	—	—	—
地方三公社向け	—		—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	174,062,670	34,812,534	1,392,501	173,380,895	34,676,179	1,387,047
法人等向け	516,574	177,573	7,102	527,979	183,174	7,327
中小企業等向けおよび個人向け	1,869,153	1,081,791	43,271	2,014,208	1,149,290	45,972
抵当権付住宅ローン	655,186	227,748	9,109	685,082	237,802	9,512
不動産取得等事業向け	15,240	15,240	609	16,146	16,146	646
三月以上延滞等	306,868	170,252	6,810	286,890	181,506	7,260
取立未済手形	19,678	3,935	157	25,288	5,057	202
信用保証協会等保証付	12,630,062	1,241,925	49,677	12,794,125	1,256,494	50,260
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	224	—	—
出資等	850,259	850,259	34,010	850,279	850,279	34,011
(うち出資等のエクspoージャー)	850,259	850,259	34,010	850,279	850,279	34,011
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	15,308,597	25,703,176	1,028,127	16,781,207	27,348,771	1,093,951
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクspoージャー)	6,477,110	16,192,775	647,711	6,477,110	16,192,775	647,711
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	452,639	1,131,597	45,263	567,962	1,419,906	56,796
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る工エクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	8,378,848	8,378,803	335,152	9,736,134	9,736,134	389,445
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルール方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンテート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,641,936	65,677	—	1,428,413	57,137
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	211,738,562	65,926,373	2,637,054	212,986,323	67,333,115	2,693,325
CVAリスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	211,738,562	65,926,373	2,637,054	212,986,323	67,333,115	2,693,325
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b = a × 4 %	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b = a × 4 %	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b = a × 4 %
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 計a	所要自己資本額b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 計a	所要自己資本額b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 計a	所要自己資本額b = a × 4 %
	6,568,817	262,752	6,818,058	272,722	72,495,191	2,899,807
					74,151,174	2,966,046

V 自己資本の充実の状況

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクspoージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットリバティの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{直近3年間の粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーティーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛めのことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：千円)

		2019年度				2018年度				三月以上 延滞エクス ポート	
		信用リスク に関するエ クスポート の残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エクス ポート	信用リスク に関するエ クスポート の残高	うち貸出金 等	うち債券		
	国 内	211,738,562	17,911,878	2,909,072	—	306,868	212,986,323	18,333,305	3,009,564	—	286,890
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	211,738,562	17,911,878	2,909,072	—	306,868	212,986,323	18,333,305	3,009,564	—	286,890
法 人	農業	1,472,843	1,404,278	—	—	89,652	1,592,897	1,540,240	—	—	72,724
	林業	260	260	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	76,599	76,473	—	—	49,538	86,742	86,585	—	—	46,102
	製造業	6,602	6,602	—	—	—	1,720	1,720	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	897,526	897,526	—	—	—	936,262	936,262	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,123	1,123	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	7,517	7,517	—	—	—	6,145	6,145	—	—	—
	金融・保険業	180,543,085	3,305	—	—	—	179,861,809	3,803	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	165,979	165,979	—	—	2,984	173,122	173,122	—	—	4,974
	日本国政府・ 地方公共団体	4,956,804	2,047,731	2,909,072	—	—	5,100,682	2,091,118	3,009,564	—	—
	上記以外	867,812	17,552	—	—	124,772	850,279	—	—	—	—
	個 人	13,287,276	13,283,526	—	—	39,920	13,495,405	13,494,304	—	—	163,089
	その他の	9,455,130	—	—	—	—	10,881,254	—	—	—	—
	業種別残高計	211,738,562	17,911,878	2,909,072	—	306,868	212,986,323	18,333,305	3,009,564	—	286,890
期限 の定めのないもの	1年以下	175,631,467	1,568,797	—	—	—	174,965,896	1,484,857	100,143	—	—
	1年超3年以下	1,566,642	966,337	600,305	—	—	1,294,631	994,541	300,090	—	—
	3年超5年以下	2,297,498	1,596,977	700,520	—	—	2,679,436	1,678,747	1,000,689	—	—
	5年超7年以下	788,997	788,997	—	—	—	899,174	899,174	—	—	—
	7年超10年以下	1,423,828	1,423,828	—	—	—	1,478,129	1,478,129	—	—	—
	10年超	12,542,338	10,934,091	1,608,247	—	—	12,731,150	11,122,509	1,608,641	—	—
	残存期間別残高計	211,738,562	17,911,878	2,909,072	—	—	212,986,323	18,333,305	3,009,564	—	286,890

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するものの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

V 自己資本の充実の状況

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	2019年度					2018年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5,129	5,771	—	5,129	5,771	14,437	5,129	—	14,437	5,129
個別貸倒引当金	363,085	370,343	1,174	361,910	370,343	350,816	363,085	3,084	347,731	363,085

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	2019年度						2018年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	363,085	370,343	1,174	361,910	370,343		350,816	363,085	3,084	347,731	363,085	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	363,085	370,343	1,174	361,910	370,343		350,816	363,085	3,084	347,731	363,085	
法人	農業	254,784	259,108	—	254,784	259,108	—	257,667	254,784	—	257,667	254,784
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	40,609	40,402	—	40,609	40,402	—	39,668	40,609	—	39,668	40,609
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	118	78	—	118	78	—	194	118	—	194	118
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	67,572	70,753	1,174	67,572	70,753	—	53,285	67,572	3,084	50,200	67,572	—
業種別計	363,085	370,343	—	363,085	370,343	—	350,816	363,085	3,084	347,731	363,085	—

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2019年度			2018年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,283,146	6,283,146	—	6,464,595	6,464,595
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	12,419,243	12,419,243	—	12,564,937	12,564,937
	リスク・ウェイト 20%	—	174,082,349	174,082,349	—	173,406,184	173,406,184
	リスク・ウェイト 35%	—	654,173	654,173	—	683,589	683,589
	リスク・ウェイト 50%	—	138,056	138,056	—	139,336	139,336
	リスク・ウェイト 75%	—	1,473,885	1,473,885	—	1,553,884	1,553,884
	リスク・ウェイト 100%	—	11,296,630	11,296,630	—	12,447,821	12,447,821
	リスク・ウェイト 150%	—	103,263	103,263	—	109,313	109,313
	リスク・ウェイト 250%	—	6,929,749	6,929,749	—	7,045,072	7,045,072
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		—	213,380,498	213,380,498	—	214,414,736	214,414,736

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクspoージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクspoージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

V 自己資本の充実の状況

ただし、証券化工クスボージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスボージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャーの額

(単位：千円)

区分	2019年度			2018年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	100,000	—	—	36,000	131	—
中小企業等向け及び個人向け	93,467	—	—	97,719	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	1,500	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	193,467	—	—	135,219	131	—

(注)

- 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
- 「証券化（証券化工クスボージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポートジャヤーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポートジャヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポートジャヤー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポートジャヤーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポートジャヤーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2019年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,327,369	7,327,369	7,327,389	7,327,389
合計	7,327,369	7,327,369	7,327,389	7,327,389

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポートジャヤーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

2019年度			2018年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

V 自己資本の充実の状況

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

2019年度		2018年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

2019年度		2018年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2019年度	2018年度
ルックスルーア方式を適用するエクspoージャー	—	—
マンテート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

9 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、常勤役員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）

特段ありません。

(2)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク						
項目番号		ΔEVE		ΔNII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	16	12	0		
2	下方パラレルシフト	0	0	0		
3	ステイプル化	687	680			
4	フラット化	0	0			
5	短期金利上昇	0	0			
6	短期金利低下	5	16			
7	最大値	687	680	0		
		当期末		前期末		
8	自己資本の額	8,894		8,819		